

(証券コード 3538)
平成29年9月12日

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目13番15号
株式会社ウイルプラスホールディングス
代表取締役社長 成 瀬 隆 章

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年9月27日(水曜日)午後6時40分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年9月28日(木曜日)午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都千代田区神田錦町3丁目22番地
テラススクエア 3階
TKPガーデンシティPREMIUM神保町 プレミアムガーデン
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第10期(平成28年7月1日から平成29年6月30日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第10期(平成28年7月1日から平成29年6月30日まで)計算書類の内容報告の件決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.willplus.co.jp/>)に掲載させていただきます。

◎株主総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

◎お手数ながら紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日本銀行主導による経済対策、金融緩和策により、企業業績や雇用環境において改善傾向が続き、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で新興国や資源国の景気減速による影響に加えて、イギリスの欧州連合（EU）離脱問題に端を発する欧州の混乱、米国大統領選後の新政権の経済政策の不確実性等の懸念、中東、欧州、東アジアにおける地政学リスクの高まり等により、景気の先行きについては依然、不透明な状況であり、個人消費も依然として厳しい状況が続いております。

輸入車販売業界におきましては、プラグインハイブリッド、クリーンディーゼル等の環境性能に優れた車種や、自動ブレーキ技術、自動運転等の先進の安全技術を搭載する車種の投入により、自動車の高度化・多様化の消費者ニーズに合致し、当連結会計年度の外国メーカー車の新車登録台数は、300,610台（対前年同期比5.0%増加）と増加しました。（出典：日本自動車輸入組合HP 統計情報輸入車登録台数の推移）

このような経営環境の下、連結子会社のウイルプラスモーターレン株式会社にて「MINI福岡西」を平成28年7月に福岡県福岡市西区に移転、連結子会社のチェッカーモーターズ株式会社にて「ジープ福岡西」を平成28年10月に福岡県福岡市西区に新規オープン、連結子会社の帝欧オート株式会社にて「ボルボ・カー福岡」を平成29年1月に福岡県福岡市早良区に移転、また、平成29年5月には更なる業容拡大及び収益基盤の強化を目的とし「ボルボ・カーズ小田原」を譲り受けいたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は23,567百万円（前期比11.7%増加）、営業利益は1,209百万円（前期比36.5%増加）、経常利益は1,197百万円（前期比38.2%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は743百万円（前期比50.9%増加）となり、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度を上回る結果となりました。

- ② 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ③ 設備投資の状況
平成28年7月に福岡県福岡市早良区の「MINI福岡西」を同市西区内に移転、平成28年10月に「ジープ福岡西」を福岡県福岡市西区に出店、平成29年1月に福岡県福岡市中央区の「ボルボ・カー福岡」を同市早良区に移転、その他に「ジープ福岡」「ジープ世田谷」のCI変更を行いました。これに伴い店舗内装設備等の取得に575百万円の設備投資を実施いたしました。
- ④ 他の会社の事業の譲受けの状況
当社の連結子会社である帝欧オート株式会社は、平成29年5月1日付で、株式会社サン・ガレージからVOLVOディーラー事業を譲り受けました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第7期 平成26年6月期	第8期 平成27年6月期	第9期 平成28年6月期	第10期 (当連結会計年度) 平成29年6月期
売 上 高 (千円)	—	—	21,093,443	23,567,004
経 常 利 益 (千円)	—	—	866,224	1,197,046
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	—	—	492,873	743,848
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	122.40	161.41
総 資 産 (千円)	—	—	7,914,886	9,354,337
純 資 産 (千円)	—	—	3,519,801	4,142,410
1株当たり純資産 (円)	—	—	763.82	898.79

- (注) 1. 第9期より連結計算書類を作成しております。
2. 当社は、平成27年11月16日開催の取締役会決議に基づき、平成27年12月3日付で普通株式1株につき20株の割合による株式分割を行っております。また、平成29年2月28日開催の取締役会決議に基づき、平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合による株式分割を行っております。このため、第9期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第7期 平成26年6月期	第8期 平成27年6月期	第9期 平成28年6月期	第10期 (当事業年度) 平成29年6月期
営 業 収 益 (千円)	492,062	635,346	619,548	590,428
経 常 利 益 (千円)	83,441	188,711	174,836	155,301
当 期 純 利 益 (千円)	48,768	119,458	114,814	103,249
1株当たり当期純利益 (円)	13.88	32.44	28.51	22.40
総 資 産 (千円)	1,604,113	2,479,760	2,207,279	2,967,896
純 資 産 (千円)	346,977	598,279	1,405,106	1,386,352
1株当たり純資産 (円)	98.35	157.11	304.92	300.80

- (注) 1. 当社は、平成27年11月16日開催の取締役会決議に基づき、平成27年12月3日付で普通株式1株につき20株の割合による株式分割を行っております。また、平成29年2月28日開催の取締役会決議に基づき、平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合による株式分割を行っております。このため、第7期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
チェッカーモータース株式会社	50,000千円	100.0%	輸入車販売関連事業
ウイルプラスモーターレン株式会社	50,000千円	100.0%	輸入車販売関連事業
帝欧オート株式会社	30,000千円	100.0%	輸入車販売関連事業

(4) 対処すべき課題

当社グループが競争に勝ち抜き、企業として持続的に成長し、株主価値を高めていくための重要課題は以下のとおりです。

① マネジメント層の育成と増強

当社グループは継続して拡大しており、事業拡大に合わせたマネジメント層の増強が必要となります。新規出店における拠点責任者や新規ビジネスの推進者等、各事業の人材の育成には引き続き注力してまいります。また、事業会社に対する管理能力の向上を企図し、内部統制、コンプライアンス体制の確立に重点をおいた組織作り及び管理職クラスに対する教育強化に注力しており、個々のマネジメント能力向上に資する業務執行環境を構築しております。

② 戦略的な事業拡大

当社グループ全体の中における新規出店、既存店舗の撤退に際しての分析、評価を引き続き精緻かつ戦略的に遂行することで既存事業の合理化と拡大を図るとともに、マーケットの縮小化に対応し、当社が更なる飛躍をとげるためには既存ビジネス以外の収益の柱を確立することが課題ととらえ、引き続きM&Aも視野に入れた事業拡大を推進してまいります。

③ 内部統制の強化とコーポレート・ガバナンスの強化

内部統制システムの整備等の更なる充実が課題と認識しております。また、経営の透明性、コーポレート・ガバナンスの充実のため、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と株主重視の公正な経営システムを構築していくことを極めて重要な経営課題の一つと認識し、これを推進する社内体制の整備を進めてまいります。

④ 既存店舗の収益力向上及び新規出店について

当社グループでは、営業キャッシュ・フロー内での投資を原則としているため、今後の事業拡大において既存店舗の収益力向上は必須となります。そのために、グループ内における人材の流動化を通じて、適正な人員配置を行い生産性の向上を更に図ってまいります。また、お客様にとって、より魅力のある提案ができるよう、商品知識や営業力を備えた従業員の育成及び各従業員のレベルアップを図ってまいります。新規出店に関しては、店舗開発に関わる専門部署の強化を図るとともに、各ブランドのCI基準を満たしながらもローコストでの出店を行うように努め、投資回収期間の短縮を図ってまいります。また、当社グループでは一定の地域に集中的に出店し、その地域でより支配的な地位を獲得する「エリア・ドミナント戦略」を新規出店時の基本戦略としております。出店にあたっては、人口100万人規模の都市とその周辺都市、40万人以上の地方の中核都市を特定地域とし、その特定地域に集中的な出店を進め、同一商圏にて集客を図ることによる市場シェアの向上を図ってまいります。

⑤ CS（顧客満足度）向上の推進

昨今、CSの向上は輸入車業界においても、大きな販売推進要素であります。そのため、車輛販売時だけでなく、販売後のお客様へのサポート、お客様に喜んでいただけるサービスの提供ができるように努めてまいります。各ブランドで実施しているCS調査ランキングに当社グループの全ての店舗が上位に位置することを目標としております。

⑥ 新型モデル投入時期の差異による販売サイクルの影響

それぞれのブランドにおける車輛の新型モデルの投入時期は、インポーターの開発力や方針によって決定されます。ブランドによってその投入時期は様々ですが、新型モデルが投入された直後は販売量が急速に拡大し、その後はゆるやかな曲線を描いて下降してゆくのが一般的な販売サイクルであります。

当社グループでは、このような新型モデル投入による販売サイクルに影響されない安定的な経営を実現するために、「マルチブランド戦略」を販売の基本戦略としております。これは、複数ブランドを取り扱うことにより、それぞれのブランドの新型モデル投入による販売サイクルの影響を他ブランドの販売量で補完し、販売量の平準化を図るものであります。なお、当社グループにおいては国内の年間新規登録台数が10,000台以上のブランドをメジャーブランド、1,000台以上10,000台未満のブランドをニッチブランドと位置付け、メジャーブランドにおいては販売量の安定化を、ニッチブランドにおいては販売シェアを高めることにより高収益を目的としており、今後も更なるブランドの拡充を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年6月30日現在）

当社グループは、各連結子会社において、新車及び中古車販売、車輛整備並びに損害保険の代理店等の事業を行っております。当社は、FCAジャパン株式会社の正規ディーラーとして販売を行うチェッカーモータース株式会社、ビー・エム・ダブリュー株式会社の正規ディーラーとして販売を行うウイルプラスモトーレン株式会社、ボルボ・カー・ジャパン株式会社の正規ディーラーとして販売を行う帝欧オート株式会社の連結子会社3社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的としております。

(6) 主要な営業所（平成29年6月30日現在）

名 称	店舗及び事業所
当 社	本社（東京都港区）
チェッカーモータース株式会社	本社（東京都港区） アルファ ロメオ/フィアット/アバルト田園調布（東京都世田谷区） アルファ ロメオ/フィアット/アバルト池袋（東京都板橋区） フィアット/アバルト横浜（神奈川県横浜市） アルファ ロメオ/フィアット/アバルト世田谷（東京都世田谷区） アルファ ロメオ/フィアット/アバルト藤沢湘南（神奈川県茅ヶ崎市） アルファ ロメオ/フィアット/アバルト田園調布サービス（東京都大田区） フィアット/アバルト横浜サービス（神奈川県横浜市） ジープ世田谷（東京都世田谷区） ジープ福岡（福岡県福岡市） ジープ福岡西（福岡県福岡市） ジープ久留米（福岡県久留米市） ジープ北九州（福岡県北九州市） ジープ藤沢湘南（神奈川県茅ヶ崎市）

名 称	店舗及び事業所
<p>ウイルプラスモーター株式会社</p>	<p>本社（東京都港区） Willplus BMW小倉（福岡県北九州市） Willplus BMW BMW Premium Selection小倉（福岡県北九州市） Willplus BMW八幡（福岡県北九州市） Willplus BMW BMW Premium Selection八幡（福岡県北九州市） MINI NEXT八幡（福岡県北九州市） MINI/MINI NEXT博多（福岡県福岡市） MINI/MINI NEXT小倉（福岡県北九州市） MINI/MINI NEXT福岡西（福岡県福岡市） MINI/MINI NEXT新宿（東京都新宿区） MINI NEXT中野（東京都中野区） MINI新宿サービスセンター（東京都中野区）</p>
<p>帝欧オート株式会社</p>	<p>本社（東京都港区） ボルボ・カー福岡（福岡県福岡市） ボルボ・カーズ福岡南（福岡県大野城市） ボルボ・カーズ久留米（福岡県久留米市） ボルボ・カーズ北九州（福岡県北九州市） ボルボ・カーズ小田原（神奈川県小田原市）</p>

(7) 企業集団の従業員の状態 (平成29年6月30日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
346名 (6.9名)	20名 (△0.1名)	40.2歳	5.8年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む) は、最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先 (平成29年6月30日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	750,000
株式会社みずほ銀行	328,880
株式会社三井住友銀行	170,003

2. 株式に関する事項（平成29年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 8,000,000株

(2) 発行済株式の総数 4,608,882株

(注) 1. 発行済株式の総数には、自己株式157,358株が含まれておりません。
2. 平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合による株式分割を行っております。

(3) 株 主 数 2,107名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（%）
成瀬 隆章	2,224,240	48.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	442,900	9.61
株式会社ゼロ	286,800	6.22
三井住友海上火災保険株式会社	243,360	5.28
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	133,320	2.89
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	121,500	2.64
齊田 勇	101,320	2.20
柴田 学爾	64,120	1.39
ウイルプラス社員持株会	59,540	1.29
浜本 憲至	50,000	1.08

(注) 当社は、自己株式を157,358株保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名 称	第2回新株予約権
新株予約権の数	1,490個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	3名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注） 1	当社普通株式 59,600株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時に出資される1株当たりの財産の価額 （注） 1	263円
新株予約権の行使期間	自平成23年7月1日 至平成33年6月30日
新株予約権の行使条件	（注） 2

（注） 1. 平成27年12月3日付で普通株式1株につき20株の割合で、また平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「権利行使時に出資される1株当たりの財産の価額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位を有している場合に限り行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、死亡の日から6ヶ月以内（ただし、権利行使期間の末日が早く到来する場合は当該末日までとする。）に限り、相続人は、新株予約権者の死亡時において本人が行使しうる新株予約権の数を上限として権利を行使することができる。

名 称	第3回新株予約権
新株予約権の数	1,400個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	2名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注）1	当社普通株式 56,000株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時に出資される1株当たりの財産の価額 （注）1	750円
新株予約権の行使期間	自平成29年6月30日 至平成37年6月9日
新株予約権の行使条件	（注）2

（注）1. 平成27年12月3日付で普通株式1株につき20株の割合で、また平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「権利行使時に出資される1株当たりの財産の価額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位を有している場合に限り行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、死亡の日から6ヶ月以内（ただし、権利行使期間の末日が早く到来する場合は当該末日までとする。）に限り、相続人は、新株予約権者の死亡時において本人が行使しうる新株予約権の数を上限として権利を行使することができる。
- ③ 新株予約権者が以下のいずれかの事由に該当する場合には、新株予約権者は、以後新株予約権を行使できないものとする。
 - i) 権利行使資格の喪失の前後を問わず、また、上記①に該当するか否かを問わず、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄したとき。
 - ii) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - iii) 新株予約権者が、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、当社と競業する他社の役員に就任し、若しくは就任することを承諾したとき、当社と競業する他社の従業員に就職したとき又は当社と競業する事業を営んだとき。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成29年6月30日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
成瀬 隆章	代表取締役社長	チェッカーモーターズ株式会社 代表取締役社長 ウイルプラスモーターレン株式会社 代表取締役社長 帝欧オート株式会社 代表取締役社長 株式会社MMZ 代表取締役
柴田 学爾	常務取締役 執行役員 管理本部長	チェッカーモーターズ株式会社 取締役 ウイルプラスモーターレン株式会社 取締役 帝欧オート株式会社 取締役
齋田 勇	取締役	チェッカーモーターズ株式会社 代表取締役専務 ウイルプラスモーターレン株式会社 取締役 帝欧オート株式会社 取締役
廣田 聡	取締役	HCA法律事務所 代表弁護士 株式会社ロコンド 社外取締役 (監査等委員) 株式会社Psychic VR Lab 社外監査役 一般社団法人日本・ドミニカ共和国友好親善協会 監事
野田 光治	常勤監査役	チェッカーモーターズ株式会社 監査役 ウイルプラスモーターレン株式会社 監査役 帝欧オート株式会社 監査役
岩淵 信夫	監査役	株式会社ビジネスブレイン太田昭和 社外取締役 (監査等委員) 公認会計士岩淵信夫事務所 所長 株式会社コーセー 社外監査役
宮島 渉	監査役	法律事務所フロンティア・ロー 代表弁護士 ユニバーサル・サウンドデザイン株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役廣田聡氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役野田光治氏、岩淵信夫氏、宮島渉氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役宮島渉氏は、弁護士として専門的な知識、経験を有するものであります。
4. 監査役岩淵信夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役廣田聡氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役廣田聡氏は、株式会社Loco Partnersの社外監査役を兼務しておりましたが、平成29年2月28日をもって退任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役と、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低限度額であります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	95,200千円 (1,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	8,400千円 (8,400千円)

- (注) 1. 平成26年9月26日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内と決議いただいております。
2. 平成25年9月26日開催の定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額20,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	廣田 聡	HCA法律事務所	代表弁護士	当社とHCA法律事務所、(株)ロコンド、(株)Psychic VR Lab、(一社)日本・ドミニカ共和国友好親善協会との間に重要な取引その他の関係はありません。
		(株)ロコンド	社外取締役 (監査等委員)	
		(株)Psychic VR Lab	社外監査役	
		(一社)日本・ドミニカ共和国友好親善協会	監事	
監査役	岩淵 信夫	(株)ビジネスブレイン太田昭和	社外取締役 (監査等委員)	当社と(株)ビジネスブレイン太田昭和、公認会計士岩淵信夫事務所、(株)コーサーとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		公認会計士岩淵信夫事務所	所長 公認会計士	
		(株)コーサー	社外監査役	
監査役	宮島 渉	法律事務所フロンティア・ロー	代表弁護士	当社と法律事務所フロンティア・ロー及びユニバーサル・サウンドデザイン(株)との間に重要な取引その他の関係はありません。
		ユニバーサル・サウンドデザイン(株)	社外取締役	

- (注) 取締役廣田聡氏は、(株)Loco Partnersの社外監査役を兼務しておりましたが、平成29年2月28日をもって退任しております。なお、当社と(株)Loco Partnersとの間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動内容
取締役	廣田 聡	当事業年度に開催された取締役会22回のうち、全てに出席しております。取締役会におきましては、主に弁護士としての豊富な経験と見識を基に独立した立場から当社の経営に関する助言を行っております。
監査役	野田 光治	当事業年度に開催された取締役会22回のうち、全てに出席し、主に出身分野である損害保険業界で培った豊富な経験や実績から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度中に開催された監査役会14回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	岩淵 信夫	当事業年度中に開催された取締役会22回のうち、全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度中に開催された監査役会14回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	宮島 渉	当事業年度に開催された取締役会22回のうち、21回に出席しております。取締役会におきましては、主に弁護士としての豊富な経験と見識を基に、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度中に開催された監査役会14回のうち、13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬の額	17,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することとしております。

(4) 過去2年間に業務の停止処分を受けた者に関する事項

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

③ 処分の理由

- ・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・監査法人の運営が著しく不当と認められたため。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会で決議した内容は、次のとおりであります。(最終改訂 平成29年8月15日)

1. 当グループ各社の取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 内部統制システム全体を統括し、業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・向上を図るために、当社の代表取締役社長を委員長、当グループ各社取締役及び執行役員を委員とするコンプライアンス委員会を設置する。
- ② 当グループにおいては、企業理念を着実に遂行することを目的とし、コンプライアンスの遂行、監督を目的としてコンプライアンス規程を制定し周知徹底を図る。
- ③ 法令及び定款違反その他コンプライアンス上問題がある事実についての発見者は、コンプライアンス規程に基づく方法により、グループ内外に設置する通報窓口に報告を行う。当グループは、通報内容を秘守し、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。
- ④ 当グループの事業活動に関連する法令については、コンプライアンス委員会より法務情報を社内に提供して予防措置を講じると共に取締役及び使用人の職務の執行に当たっては、顧問弁護士、公認会計士等と十分に協議し、適切な助言を得て適法に処理を行う。
- ⑤ 当グループ各社においては、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、関係会社管理規程、コンプライアンス規程等のグループとしての規範、規則等の整備を行う。
- ⑥ 当社の代表取締役は、当グループ各社事業に関して担当役員を任命し、各社が適切な内部統制システムを整備及び構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。
- ⑦ 当社の内部監査室は、業務執行部門から独立するものとし、内部監査規程に基づき、当グループにおける法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性につき、定期的に監視を行う。また、当グループ各子会社の業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性を確保するために、指導・支援・助言を行う。
- ⑧ 当グループ各社の監査役は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

2. 当グループ各社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録など、その職務執行に係る文書その他重要な情報を法令及び規程に基づき作成し、文書管理規程に基づき適切に保存し管理する。
- ② 取締役会議長である取締役社長は、これらの文書及び情報の保存及び管理を監視・監督する責任者とする。

3. 当グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 企業活動に関わるリスクについて把握すると共に、それぞれのリスクに対しリスクの発生を未然に防止するための手続き、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法等を規定した当グループの危機管理規程を制定し、リスクコントロールを図る。
- ② 危機管理規程に定める一定の危機レベル以上である有事の際は、損失の拡大を防止するため当社の決定により危機対策本部を立ち上げ、同本部が迅速かつ適切な情報収集と緊急対応の指揮を行う。

4. 当グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、各社定例取締役会を月1回開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行う。
- ② 職務執行に関する権限及び責任については、当グループ各社の業務分掌規程及び職務権限規程等においてそれぞれ詳細に定める。
- ③ 当グループの中期計画及び毎年度ごとの単年度予算を策定し、グループ全体及び各社の経営目標、事業計画等を定める。

5. 当グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の関係会社管理規程において、当社が子会社から報告を受ける事項について定め、営業成績、財務状況その他重要な情報について、定期的に報告を受ける。
- ② 当グループ各社取締役、執行役員等から構成される経営執行会を開催し、当グループ各社の経営上重要な事項について、報告及び審議し、情報共有化と必要な対応協議を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当グループ各社においては、監査役がその職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という）を置くことを求めた場合、補助使用人を配置する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、補助使用人は取締役の指揮命令は受けないものとする。また、当該期間中の任命、異動、評価等については、監査役の意見を尊重するものとする。
- ② 補助使用人は、その職務遂行に当たってもっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。他の業務と兼務の場合、補助使用人の業務を優先するものとする。

8. 当グループ各社の取締役、使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当グループ各社の取締役、使用人等は、当該所属各社及び当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ② 当グループ各社の取締役、使用人等は、会社の信用の大幅な低下、会社の業績への重大な悪影響、社内規程の重大な違反、その他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は、速やかに当該所属各社及び当社の監査役に報告する。また、上記事実の発見の報告を受けた者においても同様とする。
- ③ 当グループ各社においては、監査役が、取締役会のほか重要な会議へ出席すると共に、関係書類の閲覧を行える体制を整備する。また、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告する。
- ④ 代表取締役等は、取締役会等の重要な会議において随時その担当業務の執行状況を報告する。
- ⑤ 当社の内部監査室は、内部監査の結果及び内部通報の状況について、定期的に当グループ各社の監査役に関係事項について報告する。
- ⑥ 当グループ各社の監査役への報告が、誠実に漏れなく行われるため、書簡、メール、面談等により報告が十分になされる体制を整備する。

9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当グループ各社においては、監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当グループ各社取締役及び使用人に周知徹底する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役、取締役、監査法人、当社の内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を開催する。
- ② 監査役が、独自の弁護士、公認会計士等の外部専門家の活用を求めた場合、当グループ各社においては、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- ③ 当グループ各社においては、監査役から、その職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求を受けたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その請求に応じる。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当グループ各社においては、コンプライアンス規程、反社会的勢力対策規程等に基づき、反社会的勢力等への対応体制を整備する。
- ② コンプライアンス規程、反社会的勢力対策規程等を遵守し、反社会的勢力等との関係遮断及び不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

12. 財務報告の適正性、信頼性を確保するための体制

当グループ各社においては、財務報告の適正性及び信頼性確保のため、財務報告に係る全社的な内部統制及び個別業務プロセスの統制システムを整備し、また適正かつ有効な運用及び評価を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムを適切に整備・運用するため、取締役会のほか、経営執行会、賞罰委員会、コンプライアンス委員会を開催し、業務執行状況やコンプライアンス遵守状況及び経営上のリスクを確認するとともに対策を講じ、必要に応じて社内規程等の見直しを実施しております。当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

当事業年度において取締役会は22回開催され、重要事項の決定等を行い、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するように監督を行いました。また、業務執行取締役並びに執行役員以上で構成される経営執行会は23回、賞罰委員会は13回、コンプライアンス委員会は2回開催されており、これらの重要な会議を通じて業務の適正性、効率性を確保しております。

② 監査役の職務の執行について

監査役は、当社グループの重要な会議に出席したほか、監査計画に基づき監査を行うとともに、各部門の責任者を対象にヒアリングを行い、業務の執行状況全般にわたり監査いたしました。また、代表取締役、会計監査人、内部監査部門との間での連携を図るため定期的に会合を実施いたしました。

③ 内部監査の実施について

内部監査計画に基づき、当社グループ内の全ての拠点及び部門における内部監査を、当事業年度において2回実施いたしました。各拠点及び部門における内部統制、コンプライアンス、リスク管理の状況等について内部監査報告書を作成し、代表取締役に報告しております。

④ 反社会的勢力排除について

事業に係る契約を締結する際には、取引先が反社会的勢力でないことの確認を行っており、反社会的勢力排除条項を確認したうえで契約締結しております。また既に契約締結している取引先についても定期的に信用調査を行う等の策を講じております。一般消費者との取引については、売買契約書に反社会的勢力との取引拒否を明文化しております。

暴力団排除条例の説明等、社員への教育も実施しており、反社会的勢力等との関係を遮断するようにしております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当の決定機関については、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題の一つと位置付けており、企業価値向上のための内部留保を確保しつつ、安定的に配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、業容の拡大に向けた財務体質の強化及びM&A資金並びに店舗設備資金として活用して参りたいと考えております。

当社は、平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行ないました。また、当事業年度の期末配当金につきましては、上記配当方針をもとに業績の状況等を考慮し、平成29年8月10日開催の取締役会において1株当たり19円00銭とさせていただきます。これにより、中間配当を合わせました年間配当金は、株式分割を考慮した場合には、1株あたり24円となっております。

8. 特定完全子会社に関する事項

名 称	住 所	帳簿価額の合計	当社の総資産額
帝欧オート株式会社	東京都港区芝五丁目 13番15号	842百万円	2,967百万円

(注) 本事業報告中の記載金額・株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 5,889,440 】	【流動負債】	【 4,399,651 】
現金及び預金	1,416,326	買掛金	1,927,454
売掛金	121,586	短期借入金	600,000
商品	3,517,440	1年内返済予定長期借入金	451,152
仕掛品	45,590	未払金	280,730
原材料及び貯蔵品	170,638	未払法人税等	266,012
繰延税金資産	115,810	未払消費税等	35,987
未収入金	313,041	前受金	711,300
その他	192,154	賞与引当金	35,268
貸倒引当金	△3,148	その他	91,746
【固定資産】	【 3,464,897 】	【固定負債】	【 812,274 】
(有形固定資産)	(2,558,759)	長期借入金	672,881
建物及び構築物	1,326,740	資産除去債務	110,163
機械装置及び運搬具	693,814	その他	29,230
工具、器具及び備品	96,145	負債合計	5,211,926
土地	420,069	純資産の部	
建設仮勘定	16,371	【株主資本】	【 4,142,470 】
その他	5,617	資本金	168,343
(無形固定資産)	(483,253)	資本剰余金	1,101,881
のれん	422,052	利益剰余金	2,927,391
その他	61,200	自己株式	△55,145
(投資その他の資産)	(422,884)	【その他の包括利益累計額】	【 △59 】
投資有価証券	2,468	その他有価証券評価差額金	△59
敷金及び保証金	330,403		
繰延税金資産	38,121	純資産合計	4,142,410
その他	51,891	負債・純資産合計	9,354,337
資産合計	9,354,337		

連結損益計算書
 (平成28年7月1日から
 平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
【売上高】		23,567,004
【売上原価】		18,582,639
売上総利益		4,984,365
【販売費及び一般管理費】		3,774,447
営業利益		1,209,917
【営業外収益】		
受取利息	538	
受取配当金	49	
受取保険金	2,319	
還付加算金	650	
その他の	948	4,505
【営業外費用】		
支払利息	13,425	
その他の	3,952	17,377
経常利益		1,197,046
【特別損失】		
固定資産除却損	17,565	17,565
税金等調整前当期純利益		1,179,480
法人税、住民税及び事業税	440,681	
法人税等調整額	△5,049	435,632
当期純利益		743,848
親会社株主に帰属する当期純利益		743,848

連結株主資本等変動計算書

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成28年7月1日残高	168,238	1,101,776	2,305,658	△55,048	3,520,625
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行	105	105			210
親会社株主に 帰属する当期純利益			743,848		743,848
剰余金の配当			△122,116		△122,116
自己株式の取得				△97	△97
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	105	105	621,732	△97	621,844
平成29年6月30日残高	168,343	1,101,881	2,927,391	△55,145	4,142,470

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
平成28年7月1日残高	△824	△824	3,519,801
当連結会計年度中の変動額			
新株の発行			210
親会社株主に 帰属する当期純利益			743,848
剰余金の配当			△122,116
自己株式の取得			△97
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の変動額(純額)	764	764	764
当連結会計年度中の変動額合計	764	764	622,609
平成29年6月30日残高	△59	△59	4,142,410

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

チェッカーモータース株式会社

ウイルプラスモトーレン株式会社

帝欧オート株式会社

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

a 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b 時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

a 商品：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

b 仕掛品：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

c 原材料及び貯蔵品：主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5～47年

機械装置及び運搬具 2～15年

工具、器具及び備品 2～15年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
ソフトウェア 5年
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- (4) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・借入金
 - ③ ヘッジ方針
金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。
 - ④ ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を比較して有効性を判定しております。特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- (5) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、主に10年間の定額法により償却しております。
- (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)
を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保付資産及び担保付債務
担保資産
商品 1,444,748千円
機械装置及び運搬具 13,294千円
担保債務
買掛金 1,764,913千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 905,926千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式並びに自己株式の種類及び総数

	期首株式数 (株)	増加株式数 (株)	減少株式数 (株)	期末株式数 (株)
発行済株式数				
普通株式(注) 1	2,382,720	2,383,520	—	4,766,240
合計	2,382,720	2,383,520	—	4,766,240
自己株式				
普通株式(注) 2	78,640	78,718	—	157,358
合計	78,640	78,718	—	157,358

- (注) 1. 普通株式の株式数の増加2,383,520株は、平成29年4月1日を効力発生日とした当社普通株式1株を2株に分割する株式分割による増加2,383,120株及び新株予約権の権利行使による増加400株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加78,718株は、平成29年4月1日を効力発生日とした当社普通株式1株を2株に分割する株式分割による増加78,679株及び単元未満株式の買取りによる増加39株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議日	株式の種類	配当の原資	配当の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年8月24日 取締役会	普通株式	利益剰余金	99,075千円	43円	平成28年 6月30日	平成28年 9月29日
平成29年2月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	23,040千円	10円	平成28年 12月31日	平成29年 3月10日

(注)平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の1株当たり配当額については当該株式分割前の実際の配当の額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議日	株式の種類	配当の原資	配当の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年8月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	87,568千円	19円	平成29年 6月30日	平成29年 9月29日

3. 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 373,720株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に輸入車販売関連事業を行っており、設備投資計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入により調達しております。また短期的な運転資金も銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。

なお、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を行っております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

当社グループは、営業債権について、各社における担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握

や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づき稟議決裁を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク

当社グループは、当社で資金管理及び運用を行っております。資金調達に係る流動性リスクについては、管理部経理財務課が適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,416,326	1,416,326	—
(2) 売掛金	121,586	121,586	—
(3) 未収入金	313,041	313,041	—
資産計	1,850,954	1,850,954	—
(1) 買掛金	1,927,454	1,927,454	—
(2) 短期借入金	600,000	600,000	—
(3) 未払金	280,730	280,730	—
(4) 未払法人税等	266,012	266,012	—
(5) 長期借入金（1年内返済予定 の長期借入金を含む）	1,124,033	1,125,981	1,948
負債計	4,198,230	4,200,178	1,948
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	平成29年6月30日
敷金及び保証金	330,403千円

敷金及び保証金は、市場価格がなく償還予定時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

898円79銭

1 株当たり当期純利益

161円41銭

当社は、平成29年2月28日開催の取締役会決議により、平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成29年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 1,380,353 】	【流動負債】	【 983,066 】
現金及び預金	187,218	短期借入金	600,000
貯蔵品	747	1年内返済予定長期借入金	290,832
前払費用	27,702	未払金	37,614
関係会社短期貸付金	1,100,000	未払費用	4,861
繰延税金資産	4,448	未払法人税等	31,523
未収入金	52,926	未払消費税等	7,003
その他	7,309	賞与引当金	3,600
		その他	7,631
【固定資産】	【 1,587,543 】	【固定負債】	【 598,478 】
(有形固定資産)	(20,907)	長期借入金	587,641
建物	12,214	その他	10,837
工具、器具及び備品	3,075		
その他	5,617	負債合計	1,581,544
(無形固定資産)	(53,948)	純資産の部	
ソフトウェア	53,948	【株主資本】	【 1,386,352 】
		(資本金)	(168,343)
(投資その他の資産)	(1,512,687)	(資本剰余金)	(1,101,881)
関係会社株式	1,432,840	資本準備金	98,343
その他	79,847	その他資本剰余金	1,003,538
		(利益剰余金)	(171,272)
資産合計	2,967,896	その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	171,272
		(自己株式)	(△55,145)
		純資産合計	1,386,352
		負債・純資産合計	2,967,896

損益計算書
 (平成28年7月1日から
 平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
【営業収益】		590,428
【営業費用】		442,303
営業利益		148,125
【営業外収益】		
受取利息	12,386	
その他の	133	12,520
【営業外費用】		
支払利息	5,331	
その他の	13	5,344
経常利益		155,301
【特別損失】		
固定資産除却損	329	329
税引前当期純利益		154,971
法人税、住民税及び事業税	53,959	
法人税等調整額	△2,237	51,722
当期純利益		103,249

株主資本等変動計算書
 (平成28年7月1日から)
 (平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計			
平成28年7月1日残高	168,238	98,238	1,003,538	1,101,776	190,139	190,139	△55,048	1,405,106	1,405,106
事業年度中の変動額									
新株の発行	105	105		105				210	210
剰余金の配当					△122,116	△122,116		△122,116	△122,116
当期純利益					103,249	103,249		103,249	103,249
自己株式の取得							△97	△97	△97
事業年度中の変動額合計	105	105	-	105	△18,866	△18,866	△97	△18,754	△18,754
平成29年6月30日残高	168,343	98,343	1,003,538	1,101,881	171,272	171,272	△55,145	1,386,352	1,386,352

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数はつぎのとおりであります。

建物	8～15年
----	-------

工具、器具及び備品	4～10年
-----------	-------

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数はつぎのとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期負担分を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)
を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	9,073千円
2. 債務保証	
債務保証額	1,852,823千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	60,234千円
短期金銭債務	14,216千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
事務受託収入	590,428千円
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息	12,382千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
自己株式	株	株	株	株
普通株式(注)	78,640	78,718	—	157,358
合計	78,640	78,718	—	157,358

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加78,718株は、平成29年4月1日を効力発生日とした当社普通株式1株を2株に分割する株式分割による増加78,679株及び単元未満株式の買取りによる増加39株であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	1,825	千円
賞与引当金	1,110	千円
未払金	1,234	千円
未払費用	166	千円
資産除去債務	1,764	千円
子会社株式	10,988	千円
その他	110	千円
繰延税金資産小計	17,200	千円
評価性引当金	△10,988	千円
繰延税金資産合計	6,212	千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する費用	△1,420	千円
繰延税金負債合計	△1,420	千円
繰延税金資産純額	4,791	千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
連結子会社	チェッカーモータース(株)	100.00	管理業務の受託	事務受託(注2)	313,824	未収入金	26,373
			資金の援助	被債務保証(注4)	66,680	—	—
			役員の兼務	債務保証(注5,6)	434,828	—	—
連結子会社	ウイルプラスモトーレン(株)	100.00	管理業務の受託	事務受託(注2)	171,930	未収入金	16,216
			資金の援助	資金の貸付(注3)	1,000,000	関係会社短期貸付金	400,000
			役員の兼務	資金の回収(注3)	700,000	前受収益	469
				利息の受取(注3)	5,892	—	—
				被債務保証(注4) 債務保証(注5,7)	66,680 1,162,712	— —	— —
連結子会社	帝欧オート(株)	100.00	管理業務の受託	事務受託(注2)	104,674	未収入金	10,335
			資金の援助	資金の貸付(注3)	600,000	関係会社短期貸付金	700,000
			役員の兼務	利息の受取(注3)	6,490	前受収益	796
				債務保証(注8)	255,282	—	—

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。
2. 事務受託の金額については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準として決定しております。
3. 資金の貸付・借入の金利については市場金利を勘案して決定しております。
4. 当社は一部金融機関からの借入に対して子会社より債務保証を受けておりますが、本件債務保証行為に際し、保証料の支払いを行っておりません。なお、取引金額につきましては、期末残高を記載しております。
5. 当社の連結子会社の一部金融機関からの借入に対して当社が債務保証を行っておりますが、本件債務保証行為に際し、保証料は受け取っておりません。なお、取引金額につきましては、期末残高を記載しております。
6. 仕入債務に対する債務保証の期末残高 409,978千円が含まれております。
7. 仕入債務に対する債務保証の期末残高 1,099,652千円が含まれております。
8. 仕入債務に対する債務保証の期末残高を記載しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たりの純資産額

300円80銭

2. 1株当たりの当期純利益

22円40銭

当社は、平成29年2月28日開催の取締役会決議により、平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割が当事業年度の期首に行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

平成29年8月25日

独立監査人の監査報告書

株式会社ウイルプラスホールディングス
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金子裕子®
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡本和巳®
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウイルプラスホールディングスの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウイルプラスホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

平成29年8月25日

独立監査人の監査報告書

株式会社ウイルプラスホールディングス
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金子裕子[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡本和巳[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウイルプラスホールディングスの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年8月25日

株式会社ウイルプラスホールディングス 監査役会

常勤社外監査役 野田 光 治 ㊟

社外監査役 岩 淵 信 夫 ㊟

社外監査役 宮 島 渉 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由
今後の事業展開に即応するため、現行定款第5条に定める発行可能株式総数を変更するものです。
2. 変更の内容
現行定款の一部を次の変更案（変更部分は下線で示す。）のとおり改めたいと存じます。

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>800万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,600万株</u> とする。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、今後の事業拡大のため2名増員して取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者の氏名、略歴などは次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	なるせ たかあき 成瀬 隆章 (昭和45年7月21日生)	平成7年4月	千葉トヨペット株式会社入社	2,224,240 株
		平成8年8月	株式会社さんふらわあ入社	
		平成16年3月	株式会社福岡クライスラー（現チェッカーモータース株式会社）代表取締役社長（現任）	
		平成19年10月	当社代表取締役社長（現任）	
		平成22年4月	ウイルプラスモーターレン株式会社 代表取締役社長（現任）	
		平成26年4月	帝欧オート株式会社 代表取締役社長（現任）	
		平成29年2月	株式会社MMZ 代表取締役（現任）	
(取締役候補者とした理由) 当社の創業者として、長年にわたり当社の経営を指揮し、グループ規模の拡大、業績の向上など多くの成果を上げてまいりました。経営トップとしての経営全般にわたる豊富な知見と能力が、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者としております。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
2	しばたがくじ 柴田学爾 (昭和47年10月24日生)	平成8年4月 平成22年4月 平成22年7月 平成24年1月 平成25年2月 平成26年9月	三菱商事株式会社入社 株式会社福岡クライスラー(現チェッカーモーターズ株式会社)入社 当社出向 当社総務部長 当社執行役員経営管理本部長 当社常務執行役員管理本部長兼企画本部長 当社取締役常務執行役員管理本部長兼企画本部長 当社常務取締役執行役員管理本部長(現任) チェッカーモーターズ株式会社 取締役(現任) ウイルプラスモトーレン株式会社 取締役(現任) 帝欧オート株式会社 取締役(現任)	64,120株
(取締役候補者とした理由) 当社及びグループ会社で長年にわたり経営に携わり、グループ全体の経理・財務をはじめ管理部門の中核を担っております。その優れた経営能力及び豊富な経験から、当社の重要事項の決定及び業務執行に重要な役割を果たしており、引き続き取締役候補者としております。				
3	さいだ いさむ 齊田 勇 (昭和47年2月3日生)	平成6年4月 平成17年1月 平成17年8月 平成19年9月 平成19年10月 平成20年4月 平成21年12月 平成26年9月 平成27年9月	株式会社ケーユー入社 株式会社トヨタユーゼック入社 株式会社福岡クライスラー(現チェッカーモーターズ株式会社)入社 同社取締役 当社取締役(現任) 株式会社福岡クライスラー(現チェッカーモーターズ株式会社)専務取締役 株式会社ウイルプラスモトーレン 代表取締役 チェッカーモーターズ株式会社 取締役 ウイルプラスモトーレン株式会社 代表取締役専務 帝欧オート株式会社 取締役(現任) チェッカーモーターズ株式会社 代表取締役専務(現任) ウイルプラスモトーレン株式会社 取締役(現任)	101,320株
(取締役候補者とした理由) 当社及びグループ会社で長年にわたり経営に携わり、グループ全体の営業部門の中核を担っております。業績向上に多大な貢献を果たしており、その優れた経営能力及び豊富な経験から、当社の経営全般に関する適切な役割が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としております。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
4	はらぐち のりひろ 原 口 識 弘 (昭和49年10月19日生) (新任)	平成13年7月 平成15年4月 平成19年4月 平成20年5月 平成23年7月 平成27年9月	有限会社アイズプロジェクト入社 株式会社ベルシステム24入社 イッティージャパン株式会社入社 株式会社福岡クライスラー (現 チェッカーモータース株式会社) 入社 ウイルプラスモーターレン株式会社出向 MINI福岡西支店長 同社 代表取締役 常務執行役員 (現任)	一株
(取締役候補者とした理由) 当社グループ入社以来、営業部門において実績を積み重ね、子会社の代表取締役の就任以降は、業績向上に多大な貢献を果たしていることから、当社の経営全般に関する適切な役割が期待できると判断し、取締役候補者としております。				
5	ひろ た さとし 廣 田 さとし (昭和52年7月8日生)	平成14年10月 平成20年8月 平成21年10月 平成22年4月 平成26年4月 平成27年4月 平成27年9月 平成27年11月 平成28年5月 平成28年7月 平成29年5月	弁護士登録 (第二東京弁護士会) 三井安田法律事務所 (現三井法律事務所) 入所 Haynes and Boone, LLP入所 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社入社 ウイルプラスモーターレン株式会社 社外取締役 株式会社ビーグリー入社 HCA法律事務所開業 代表弁護士 (現任) 当社取締役 (現任) 一般社団法人日本・ドミニカ共和国友好親善協会 監事 (現任) 株式会社 Psychic VR Lab 社外監査役 (現任) 株式会社ロコンド 社外監査役 株式会社Loco Partners 社外監査役 株式会社ロコンド 社外取締役 (監査等委員) (現任)	一株
(社外取締役候補者とした理由) 弁護士としての経験・見識が豊富であり、弁護士としての高い専門的知見を当社経営に活かし、かつ客観的立場から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
6	うえだ けんいち 上田 研一 (昭和41年1月5日生) (新任)	<p>平成2年4月 ファーストファイナンス株式会社 入社</p> <p>平成12年8月 ウィット・キャピタル証券株式会社 入社</p> <p>平成14年4月 同社 執行役員</p> <p>平成16年4月 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社 パートナー</p> <p>平成17年7月 株式会社福岡クライスラー (現 チェッカーモーターズ株式会社) 社外取締役</p> <p>平成19年3月 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社マネージングパートナー (現任)</p> <p>平成19年10月 当社 社外取締役</p> <p>平成22年1月 東京債権回収株式会社 代表取締役</p> <p>平成25年3月 株式会社麦の穂ホールディングス 取締役 株式会社麦の穂 取締役</p> <p>平成25年8月 シー・フォー・ワン・ホールディングス株式会社 (現 株式会社casa) 社外取締役 (現任)</p> <p>平成26年9月 シー・フォー・スリー・ホールディングス株式会社 (現 株式会社社関) 社外取締役 (現任)</p> <p>平成28年2月 シー・フォー・シックス・ホールディングス株式会社 (現 株式会社マルサヤ) 代表取締役 株式会社アロスワン 社外監査役 (現任)</p> <p>平成29年3月 株式会社マルサヤ 取締役 (現任)</p>	一株
(社外取締役候補者とした理由) 金融業界及び投資事業会社の幹部としての豊富な経験と、投資先の事業会社において取締役を歴任する等、事業会社における豊富な経営経験を当社経営に活かしていただくため社外取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 廣田聡氏及び上田研一氏は社外取締役候補者であります。
3. 廣田聡氏は平成22年4月13日から平成22年7月1日まで当社子会社ウイルプラスモーターレン株式会社の社外取締役を務めておりました。
4. 上田研一氏は平成17年7月29日から平成22年7月1日まで当社子会社チェッカーモーターズ株式会社の社外取締役を、また平成19年10月25日から平成25年2月28日まで当社社外取締役を務めておりました。
5. 廣田聡氏が当社の社外取締役に就任してからの期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
6. 廣田聡氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 上田研一氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
8. 当社は、廣田聡氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
9. 上田研一氏の選任が承認された場合、当社は、上田研一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額を予定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

平成28年9月28日開催の当社第9回定時株主総会において、補欠監査役を選任いただいておりますが、その選任の効力が本総会の開始の時までとされておりますので、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者の氏名、略歴などは次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
鈴木 かおり (昭和55年8月9日生)	平成22年8月 平成27年9月	弁護士登録（東京弁護士会） 若林・渡邊法律事務所 入所（現任）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 鈴木かおり氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 鈴木かおり氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての高い専門的知見を活かし当社経営に関する意思決定において適切な提言をいただけるものと判断したためであります。
4. 鈴木かおり氏の戸籍上の氏名は木下かおりであります。
5. 鈴木かおり氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、鈴木かおり氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額を予定しております。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。以下、当社の取締役及び当社の子会社の取締役をあわせて「対象役員」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、対象役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、平成26年9月26日開催の第7回定時株主総会においてご承認をいただきました当社の取締役の報酬額（年額200百万円以内。ただし、使用人給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと思います。

なお、現時点において、本制度の対象となる当社の取締役は3名ですが、第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役は4名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社の子会社が定める役員株式

給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役及び当社の子会社の取締役（社外取締役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

平成29年11月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成30年6月末日で終了する事業年度から平成32年6月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、対象役員への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（平成29年11月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、80,000,000円（うち、当社の取締役分として74,000,000円）を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、80,000,000円（うち、当社の取締役分として74,000,000円）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、80,000,000円を上限とします。

なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、42,000株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 対象役員に給付される当社株式等の数の算定方法

対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。対象役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、14,000ポイント（うち、当社の取締役分として12,950ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の

支給水準、対象役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象役員に付与されるポイントは、下記（７）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（７）の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、原則として、退任時まで当該対象役員に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（７）当社株式等の給付

対象役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（６）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

（８）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（９）配当の取扱い

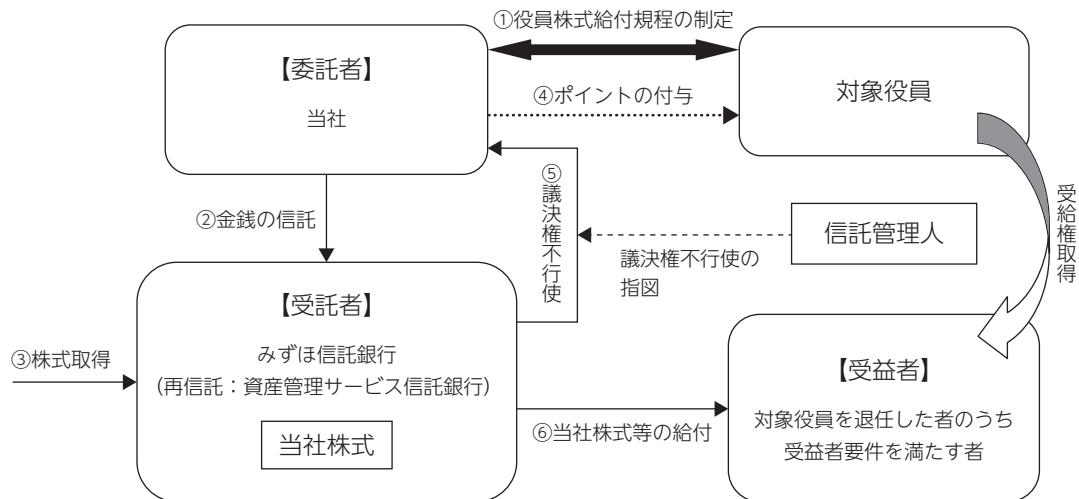
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

（１０）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（９）により対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社及び当社の子会社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社及び当社の子会社は、「役員株式給付規程」に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象役員が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目22番地
テラススクエア3階
TKPガーデンシティPREMIUM神保町
プレミアムガーデン



会場最寄駅 地下鉄都営三田線、都営新宿線、東京メトロ半蔵門線
「神保町駅」A9出口より徒歩2分